

水資源問題

問 水資源保全条例制定への動きは

答 県条例制定とリンクして早期対応



高橋 賢一 議員

【水源地保全と
条例整備について】

問 水資源と地下水保全条例制定について長野県の動きは。

村長 県では水資源保全条例の制定を目指し、各市町村単位の連絡を密にして素案を作成し、パブリックコメントを募集しています。条例の骨子は、国土法や森林法の届出が事後届出であったのに対し、水源域の土地取引に対する事前届出制を盛り込みたいとする点です。

問 環境保全や景観形成に関する施策の基本条例

として、白馬村環境基本条例があるが、民有林の所有権移転や土地売買の権利制限はできないとしている。水源地周辺の私有地にあつては、土地所有者がこの条例のもとで住民協定によって水源地保全はできないものか。

村長 今後は、県の目指す条例とリンクさせながら、保全地域の指定、何らかの協定の締結、地下水利用の方向性なども考慮しながら、それらを担保する白馬村環境基本条例の改正、単独の水資源保全条例の制定も視野に入れつつ、25年度中に制定したいと考えています。

【地域公共交通活性化
再生総合事業について】

問 デマンド型乗合タクシー事業は、前年度で国庫補助制度が終了し、4月から本格

運行が開始されたが、費用負担は。

村長 デマンド型乗合タクシー事業については、運賃を300円として据置き、費用負担は原則として村費で賄い、経費については特別交付税の対象となることから、財源を考慮しながら事業促進をまいります。



デマンドタクシー「白馬ふれ愛号」

観光交通シャトルバス事業（定時定路線型）については、運行ルートが特定のエリアに限られることから、受益者負担や協賛金を財源とし、経費の一部を村費負担にすることを今年度の運行を計画しました。運賃は、本年度から村内各地1乗車200円に減額しています。

【「庄屋まるはち」の
土地売却と今後について】

問 白馬村に寄附採納され、歴史的旧民家として修景された建造物「庄屋まるはち」の土地が第三者に売却されたようですが、その経過と今後については。

村長 土地所有者との覚書で納又は売買契約を締結することになっていましたが、村とは売買単価の折り合いがつかず、第三者に売却されたと聞いています。今後の土地賃借料については、所有者が変更になっても、年間固定資産税額相当分での契約と考えています。